

審 査 基 準

平成30年3月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては1日、各警察署交通課においては3週
申 請 先：交通部運転免許試験課免許係若しくは申請係又は住所地を管轄する警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線278）
備 考：